

グループホームの指定内容の変更手続について

1. 指定内容の変更手続について

事業者指定を受けてグループホームのサービスを提供している事業者は、次の事項の変更または事業の廃止・休止・再開を行った場合は、障害者自立支援法第46条の規定により、変更等のあった日から10日以内に知事に届け出なければならないと定められています。

※届出が必要な変更事項

- 事業所の名称及び所在地
- 申請者の名称及び主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び住所
- 申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 建物の構造概要及び平面図、設備の概要
- 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名・経歴及び住所
- 運営規程（体験利用に関すること、利用者の家賃・光熱水費・食費・日用品費に関する事など）
- 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該医療機関との契約内容
- 関係機関との連携・支援体制 など

届出事項が生じた場合は、変更届出書（様式第2号）及び付表7（その1、その2）のほか、申請時に提出した書類のうち、内容が変更された書類を添付し、所定の期日までに県の担当窓口へ提出してください。

2. 介護給付費算定内容の変更手続について

加算等の取り扱いの変更については、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等の費用の額の算定に関する基準」（いわゆる費用告示：平成18年厚生労働省告示第522号）に関する取扱通知により、算定単位が減額となる場合は「直ち」に、また、算定単位が増額となる場合は、利用者への周知期間を考慮し、届出が毎月15日以前になされた場合は翌月から、16日以降になされた場合は翌々月から算定を開始することとされています。

届出事項が生じた場合は、下記の書類のほか、内容が変更となる書類を添付し、所定の期日までに県の担当窓口へ提出してください。

3. 共同生活住居の追加について

グループホーム事業については、一定要件のもとに同一事業所内に複数の共同生活住居を設置（共同生活住居を追加）することができます。

この場合、必要な手続としては指定内容の変更手続となりますが、変更届出書とあわせて、2の「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」の提出が必要となることから、千葉県では、届出の期日の取り扱いを1の「変更等のあった日から10日以内」ではなく、2と同様に「開設しようとする月の前月の15日まで」としていますので、ご注意願います。

4. 提出書類及び提出書類の様式について

共同生活住居の追加及び主な変更事項（管理者、サービス管理責任者、事業所の定員及び介護給付費算定内容の変更）については、「[共同生活援助事業者の指定申請（更新・変更届出）に係る添付書類一覧](#)」で確認できます。

また、提出書類の様式については、県障害福祉課ホームページからダウンロードできます。

〔県の担当窓口〕

千葉県健康福祉部障害福祉課施設指導班

電話 043-223-2308

FAX 043-222-4133